

女川町議会基本条例解説

(前文)

女川町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員（以下「議員」という。）により構成される女川町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた女川町長（以下「町長」という。）とともに、町民の信託を受けた代表機関であり、この二元代表制のもと、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）により議事機関として付与された、立法権限、行政的意思決定権限、行政監視権限を十分にいかし、町民の意思を町政に適切に反映させ、女川町としての最良の意思決定を導く使命が課せられている。

今日、地方分権改革の進展による地方自治体の権限の拡大に伴い、議会が担うべき役割と責任がより重要となる中、この使命を果たすために本条例を制定し、法が定める概括的な規定のみならず、積極的な情報の公開、町政への町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、議員の自己研さんと資質の向上、町政の公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等、この条例において議会が独自に定める諸規定を遵守し実践することにより、町民に開かれた信頼される議会を目指すものである。

【基本的考え方】

本条例制定の背景、必要性等を示し、これを遵守、実践することにより女川町議会が「町民に開かれた信頼される議会」を目指していくことの決意を規定したものです。

(目的)

第1条 この条例は、議会活動の活性化及び議員の資質向上を図るとともに、町政に係る情報の積極的公開及び町政への町民参加を推進するために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、真の地方自治の時代において議会が担うべき役割と責任を果たし、もって女川町の自立したまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【基本的考え方】

議会運営の基本事項を定め、議会が担うべき役割と責任を果たし、「女川町の自立したまちづくり」の実現に寄与することを目的として規定したものです。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町の政策決定、行政事務執行の監視及び評価、さらに政策

の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、議事機関としての役割を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会を目指して活動すること。
- (2) 町の施策が適正かつ効率的に実施されているか監視及び評価するとともに、政策立案機能の強化充実を図ること。
- (3) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させる議会運営に努めること。
- (4) 議会運営、町の政策の立案及び決定に関し、町民に対して説明責任を果たすよう努めること。

【基本的考え方】

議会の役割としての政策決定、行政事務執行の監視及び評価並びに政策の立案を掲げ、それらを実現するための活動原則（公正性及び透明性の確保、政策立案機能の強化充実、町民の多様な意見を町政に反映、議会運営等に関する町民への説明責任等）を規定したものです。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじ、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるよう努めること。
- (2) 日常の調査及び研修活動を通じ、自らの資質の向上に努めること。
- (3) 議会活動及び議員としての活動に関し、町民に対して説明責任を果たすよう努めること。

【基本的考え方】

議会が言論の府であり、合議制機関であることを踏まえ、議員間の自由な討議に重点を置き、町民の多様な意見を町政に反映させるとともに、自らの資質向上に努め、議会活動等に関して、町民への説明責任を果たすことを規定したものです。

（町民参加及び町民との連携）

第4条 議会は、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除き、町政に係るすべての情報を積極的に公開するよう努めるものとする。

2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とし、傍聴の自由、報道の自由及び会議録の公表に努めるものとする。

- 3 議会は、法第 100 条の 2 の規定による専門的知見の活用並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあつては、法第 109 条、法第 109 条の 2 及び法第 110 条の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、必要に応じてこれら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 5 議会は、町民との意見交換の場を多様に設けるよう努める。また、議会活動の原則に基づき、町民参加と連携を高める方策として議会住民懇談会を年 1 回以上開催し、町政について分かりやすく報告説明を行うとともに、広く町民の意見や提言等を聴取し議会活動に反映させるものとする。

【基本的考え方】

議会情報の積極的な公開，すべての会議の原則公開，傍聴・報道の自由等を定め，法に規定されている制度を活用し，町民の意見・識見等を議会の討議に反映させることを規定したものです。

請願・陳情を町民からの政策提案と位置付け，提案者の意見を聴く機会を設けるとともに，議会として説明責任を果たし，町民の多様な意見・提言等を議会活動に反映させるため，議会住民懇談会（平成 16 年から実施済）を年 1 回以上開催することを規定したものです。

（町長等と議会及び議員の関係）

第 5 条 議会の本会議における一般質問及び緊急質問の際の議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）との応答は，広く町政上の論点及び争点を明確にするため，一問一答方式で行う。

- 2 議長から本会議への出席を要求された町長等は，前項に規定する議員からの質問に対して，議長の許可を得て反問することができる。

【基本的考え方】

本会議における一般質問，緊急質問は，町政上の論点・争点を明確にするため，一問一答方式（平成 16 年から実施済）で行い，その際町長等は，議長の許可を得て議員の質問に対して逆質問（平成 21 年から実施し，質問内容は制限しない）できることを規定したものです。

（町長による政策等の形成過程の説明）

第 6 条 町長は，議会に対し，重要と認める計画，政策，施策，事業（以下「政策等」という。）を提案するときは，審議の水準を高める観点から，次

に掲げる形成過程の資料を提出するものとする。

- (1) 政策等の発生源
 - (2) 検討した他の政策等の内容
 - (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - (4) 総合計画等における根拠又は位置づけ
 - (5) 関係ある法令及び条例等
 - (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
 - (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、その適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【基本的考え方】

町長は、重要な政策等を提案する場合、審議の水準を高めるため、7項目にわたる資料を提出することとし、議会は、その審議にあたって、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを規定したものです。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

- 第7条 町長は、予算・決算を議会に提出し、議会の審議に付すにあたっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施設別又は事業別の政策説明資料を提出するよう努めるものとする。
- 2 町長は、決算審査にあたって執行方針・予算等に基づいて行う行政評価又は事務事業評価について、説明資料を付して提出するよう努めるものとする。

【基本的考え方】

町長は、予算案や決算を議会に提出するにあたっては、前条同様に、議員が審議を深められるよう分かりやすい説明資料を提出するとともに、決算審査にあたっては、事業等の評価についての説明資料を提出することを規定したものです。

(議会の合意形成)

- 第8条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。
- 2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び町長提出議案並びに町民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

【基本的考え方】

議会は、言論の府であることから、議員相互間の討議を中心とした運営を進めるため、町長等の会議への出席要請を必要最小限にとどめ、それぞれの議案審議の結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めることを規定したものです。

(議会事務局の体制整備)

第9条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

【基本的考え方】

議会、議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の機能強化を図ることを規定したものです。

(議会広報の充実)

第10条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の観点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【基本的考え方】

議会は、町政に係る重要な情報(論点、争点)を議会の視点から町民に周知するとともに、情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、町民が議会や町政に関心を持つよう広報活動をすることを規定したものです。

(最高規範性)

第11条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

【基本的考え方】

議会運営における最高規範であって、これに反する議会の条例等を制定してはならないことを規定したものです。

(議会及び議員の責務)

第12条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会の条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、

もって町民を代表する議事機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

【基本的考え方】

議員は、この条例及びこの条例に基づき制定された条例、規則等を遵守して議会を運営し、町民の代表としての責任を果たすことを規定したものです。

(見直し手続)

第13条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを適宜点検し、議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【基本的考え方】

この条例の目的が達成されているか否かの評価及び検討を議会に義務付け、必要に応じ条例の改正を含む適切な措置を講じることを規定したものです。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

女川町選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第一百七十二条の二の規定に基づき、女川町の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第二条 女川町の議会の議員及び長の選挙において、女川町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、この条例の定めるところにより候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙ごとに一回発行しなければならない。

(掲載文の申請)

第三条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び候補者の写真を添えて、委員会の指定する期日までに、委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文においては、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品広告その他営業に関する宣伝をする等いやすくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならない。

(選挙公報の発行手続)

第四条 委員会は、前条の規定により申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に二人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会が「くじ」で定める。

3 前条の規定により申請した候補者又はその代理人は、前項の「くじ」に立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第五条 選挙公報は、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日までに配布するものとする。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第六条 法第百条第四項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行は中止する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。